

労政ちば

No. 556

2015年

秋号

(9月25日発行)



千葉県庁のホームページにて
「労政ちば」をPDFで公開しています。
次号発行は12月25日頃の予定です。

「労政ちば」に対するご意見、ご感想はこちらまで

千葉県商工労働部雇用労働課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-2767 FAX：043-221-1180



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

- INDEX -

- P01...千葉県最低賃金改正のお知らせ
- P02...最低賃金ワン・ストップ無料相談とは？
- P03...平成27年度千葉県労働大学講座のご案内
- P04...企業における女性活躍推進のメリットとは？ 女性の活躍促進セミナーのご案内
- P05...「若者応援宣言企業」になりませんか？
- P06...平成27年度 両立支援等助成金のご案内
- P07...有期労働契約の中途解雇
- P08...無料労働相談会を開催します。
- P09...ものづくりマイスターの募集について
- P10...平成27年度後期技能検定のお知らせ
- P11...能力開発セミナーのご案内
- P12...千葉県立高等技術専門学校 入校生募集 / ちば企業人スキルアップセミナー
- P13...シルバー人材センターで働いてみませんか！！
- P14...地域の高年齢者の皆様へ！！ / 求人企業の皆様へ！！
- P15...障害者委託訓練の委託先企業等募集 / 「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」応募企業募集
- P16...労働保険関係のお知らせ
- P17...効率的に働いて、しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。
- P18...厚生労働省委託事業 労働条件相談ほっとライン 労働条件でお悩みの方！お電話ください！！
- P19...平成27年国勢調査について

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されます。

平成27年10月1日から
時間額 817 円
(従来の798円から19円引上げ)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。

月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。

最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。

「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意ください。

「経営労務改善相談センター」（千葉県最低賃金総合相談支援センター）におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用ください。

(0 1 2 0 - 3 1 1 - 6 1 5)

最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室

(0 4 3 - 2 2 1 - 2 3 2 8) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

24時間テレホンサービス：043-221-4700

千葉労働局ホームページ：<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部賃金室 電話：043-221-2328

最低賃金ワン・ストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆様を支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。

こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

販路開拓
新規事業
技術指導
資金調達
マーケティング
IT活用による経営力強化
支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

賃金、退職金、労働時間制度の見直し
就業規則（賃金規定など）の改正
高齢者雇用
人材育成
労働安全衛生対策
業務改善助成金などの
厚労省関係支援制度などのご案内

社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆様から、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

千葉県最低賃金

総合相談支援センター

〒260-0015

千葉市中央区富士見2丁目7番5号

富士見ハイネスビル7階

<http://www.sr-chiba.org/>

0120-311-615

(全国最低賃金総合電話相談センター)



【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部監督課

電話：043-221-2304 FAX：043-221-4407

平成27年度千葉県労働大学講座のご案内

- ✓ 安心して働くためにも、知っておくと役に立つ！
- ✓ 最近の労働諸問題について、専門家の話を聴くチャンス！
- ✓ 充実した人生を送るためにも、会社の生産性向上のためにも、学びましょう！

対象：県内の経営者・管理者・労働者他、広く県民一般

会場：千葉県教育会館 募集人数：150名

受講料：無料 主催：千葉県

日時：平成27年10月26日（月）から11月24日（火）まで（全8日間）

18時15分～20時15分 1科目（1日）のみの受講も可能です。

月 日	科 目	講 師
10/26（月）	非正規雇用	(独)労働政策研究・研修機構研究員 細川 良 氏
11/4（水）	労働法の基礎知識	成蹊大学法学部教授 原 昌 登 氏
11/6（金）	労働保険と社会保険の基礎知識	法政大学法学部講師 山本 圭子 氏
11/9（月）	労働法の基礎知識	成蹊大学法学部教授 原 昌 登 氏
11/13（金）	ワーク・ライフ・バランス	日本大学法学部教授 神尾 真知子 氏
11/17（火）	労働紛争事例	千葉県労働委員会会長 島崎 克美 氏
11/19（木）	安全と健康管理	社会保険労務士 北岡 大介 氏
11/24（火）	ハラスメント最新事情	職場のハラスメント研究所所長 金子 雅臣 氏

申込み等、詳しくは労働大学講座のページをご覧ください！

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/event/2015/roudai.html>

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部雇用労働課

電話：043-223-2743 FAX：043-221-1180 Mail：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

企業における女性活躍推進のメリットとは？

女性の活躍促進セミナーのご案内

女性の活躍が地域や企業の発展にとって不可欠と言われている今、様々な場面で女性がいきいきと活躍できる環境づくりに、行政、企業、そして私たち自身がどう取り組めば良いのかについて一緒に考えてみませんか？

日時：11月20日（金）14：00～16：30＜受付13：30～＞

会場：千葉商工会議所 14階 第1ホール

JR千葉駅から徒歩10分、京成千葉駅から徒歩8分、千葉都市モノレール葭川公園駅から徒歩3分

<プログラム>

第1部

14：05～14：40

平成26年度千葉県男女共同参画推進事業所表彰
千葉県知事賞 受賞事務所の取組報告
(アシザワ・ファインテック株式会社、株式会社ティーエスケー)

第2部

14：50～16：30

講演
「女性のチカラを企業に活かす」 大沢真知子 氏
(日本女子大学 人間社会学部 現代社会学科)

<講師プロフィール>

大沢真知子（おおさわ まちこ）氏（ワーク・ライフ・バランス研究の第一人者）

日本女子大学 人間社会学部 現代社会学科 教授、日本女子大学現代女性キャリア研究所 所長。
南イリノイ大学経済学部博士課程修了、Ph.D（経済学）。コロンビア大学社会科学センター研究員。
シカゴ大学ヒューレット・フェロー、ミシガン大学助教授、亜細亜大学助教授を経て、現職。
専門は労働経済学。

政府委員内閣府『仕事と生活の調和連携推進評価部会』委員。

文部科学省『科学技術・学術審議会学術分科会臨時委員。』

最近の主な著書

『働き方の未来—非典型労働の日米欧比較』

（編著/日本労働研究機構/2003）

『ワークライフバランス社会へ』（岩波書店/2006）

『ワークライフシナジー』（岩波書店/2008）

『ワーキングプアの本質』（岩波書店/2010）

『妻が再就職するとき—セカンドチャンス社会へ』（NTT出版/2012）等。

申込み等、詳しくはコチラをご覧ください

<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/event/2015/zyoseikatuyaku.html>



【お問い合わせ先】

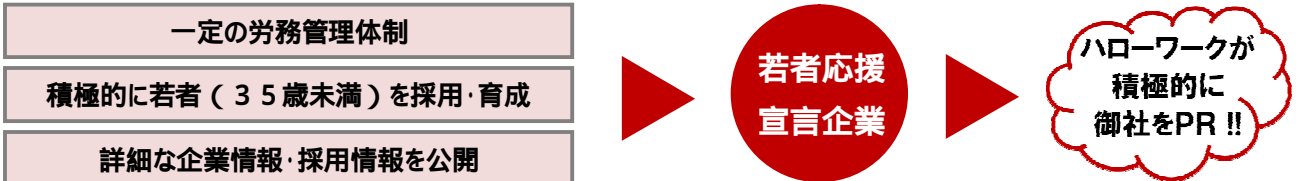
千葉県商工労働部雇用労働課

電話：043-223-2743 FAX：043-221-1180 Mail：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

「若者応援宣言企業」になりませんか？

「若者応援宣言企業」とは...

一定の労務管理体制が整備されており、若者（35歳未満）のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがある？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。（ 1 ）

（ 1 ）ただし、「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。

継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援宣言企業」になることができるの？

次の1から7までの基準（宣言基準）をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人（ 2 ）など、若者対象のいわゆる正社員求人（ 3 ）をハローワークに提出すること	
2	「若者応援宣言企業」の事業目的に賛同していること	
3	右の就職関連情報を開示していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内教育、キャリアアップ制度等 ・ 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 ・ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績と定着状況 ・ 前年度の有給休暇および育児休業の実績 ・ 前年度の所定外労働時間（月平均）の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと	
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと	
7	助成金の不支給措置を受けていないこと	

（ 2 ）大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

（ 3 ）正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。

派遣求人（特定労働者派遣求人は除く）や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業安定課若年雇用対策係 電話：043-221-4081

又は、各ハローワーク

平成27年度 両立支援等助成金のご案内

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主（事業主団体）、女性の活躍推進に取り組む事業主に支給します。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金		
労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成する制度です。		支給額その他、詳細は千葉労働局雇用均等室までおたずねください。
子育て期短時間勤務支援助成金		
小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、利用者が出た事業主に一定金額を助成する制度です。 平成27年4月9日までに育児短時間勤務を開始し、当該育児短時間勤務制度を6か月以上利用後、1か月以上継続雇用された日が平成27年12月31日までの労働者が対象となります。		(支給額) 制度利用者1人目 40万円 (中小企業以外は30万円) 制度利用者2人目以降(1人当たり) 15万円 (中小企業以外は10万円)
中小企業両立支援助成金		
代替要員確保コース	育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に一定金額を助成する制度です。	(支給額) 支給対象労働者1人当たり 30万円 支給対象労働者が期間雇用者の場合 10万円加算 1企業当たり5年間、1年度のべ10人まで。くるみん取得企業は、平成27年3月31日まで延べ50人まで。
期間雇用者継続就業支援コース 平成28年3月31日までに育児休業を終了した期間雇用者が対象となります。	平成25年4月1日以降に期間雇用者で育児休業を取得した労働者を原職等に復帰させた事業主に一定金額を助成する制度です。	(支給額) 1人目 40万円 2人目から5人目まで 15万円 休業終了後正社員として復職した場合 1人目 10万円加算 2~5人目 5万円加算
育休復帰支援プランコース	育休復帰プランナーによる支援のもと、育休復帰支援プランを策定・導入し、対象労働者が育休を取得した場合及び当該育休取得者が原職等に復帰した場合に一定金額を助成する制度です。	(支給額) 育休取得時 30万円 職場復帰時 30万円 取得時・復職時それぞれ1企業あたり1回限りの支給となります。
ポジティブ・アクション能力アップ助成金		
女性の活躍促進についての数値目標を設定し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に一定金額を助成します。 平成27年3月31日までに数値目標を公表した事業主が対象となります。		(支給額) 15万円 (中小企業は30万円) 1企業1回限り

助成金は、雇用保険の適用事業主に企業単位で支給します（事業所単位で支給するものではありません。）これらの助成金の内容は、平成28年度以降に変更の可能性があります。申請総額が予算額を超過した場合、支給が次年度以降となる場合や支給が受けられない場合もあります。

【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用均等室 電話：043-221-2307

有期労働契約の中途解雇

有期労働契約とは、例えば3ヶ月間のように、雇用される期間が定められている雇用契約です。口約束でも成立します。通常の正社員は雇用契約期間が定められていないのが一般的ですが、**契約社員、パート、アルバイトの場合は一定の雇用契約期間が定められているものが多い見られます。**今回はこのような有期労働（雇用）契約において、**契約期間の途中で辞めさせられる場合**の法的な対応等を解説します。

Y社とXさんは平成 年4月1日～同年9月30日までのパートでの雇用契約（有期雇用契約）を交わしていましたが、同年6月30日に社長から、突然仕事が少なくなったので、明日から来なくてよいと言われ同年7月1日付けで解雇されました。収入がなくなり、生活に困っていますが、このような一方的な解雇は納得できません…。

【解説】雇用期間の定めがある有期労働契約は、**労働契約法 17 条（期間途中の解雇）**により、使用者は「**やむを得ない事由**」がある場合でなければ、その契約期間においては労働者を解雇できないと定められています。



民法628条では！

やむを得ない事由があるときは、**当事者（使用者・労働者）**は直ちに契約を解除できる。この場合、その事由が一方の過失によって生じた場合は、**相手方へ損害賠償の責任を負う**

労働契約法 17 条

使用者は、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間において労働者を解雇できない。

労契法は民法の規定の上で更に優先されます！

やむを得ない事由とは？

期間の満了まで雇用を継続できないほどの重大な理由が生じたことを言い、具体的には法令上明確にされていませんが、「**やむを得ない事由**」があるかどうかは、**個別具体的事案により判断されます。**正社員のように期間の定めがない労働契約の解雇（客観的・合理的理由と社会通念上相当）よりも、**狭く、厳格に判断**されます。

パートの途中解雇は正社員を解雇するよりも厳しい制限があります！



実際に中途解雇が行われた場合

使用者は少なくとも**30日**前の解雇予告又は解雇予告手当の支払いが必要です。

中途解約が**使用者の過失の場合** 使用者は**残存期間の賃金相当額の支払い**が必要といわれています。（この場合、やむを得ない事由は**使用者が証明しなければなりません。**）

【お問い合わせ先】

千葉県労働相談センター 電話：043-223-2744

無料労働相談会を開催します。

10月3日(土)、22日(木)、11月26日(木)

このような悩みをお持ちの労働者、使用者、労働組合の皆さん



そんなときは、**無料労働相談会**へお越しください。
労働問題の専門家で経験も豊富な労働委員会委員が、相談に応じます。
(秘密厳守)

県庁での相談はこちら

日時：10月22日(木曜日)、11月26日(木曜日)
いずれも午後4時から5時30分まで
開催場所：県労働委員会(県庁南庁舎7階)

出張相談はこちら

日時：10月3日(土曜日)
午後1時から5時まで
開催場所：船橋フェイスビル5階(JR船橋駅南口、京成船橋駅直結)

相談会は予約制ですので、開催日の4日前までにお電話での予約をお願いします。
申込者多数の場合はご相談のご希望に添いかねますので、ご了承ください。

労働委員会は、



公益委員
(大学教授・弁護士など)



労働者委員
(労働組合役員など)



使用者委員
(会社経営者など)

三者構成により、公正・中立な立場で紛争の解決に向けてお手伝いします。

【お問い合わせ先】

千葉県労働委員会事務局審査調整課

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606 Mail：chiroi2@mz.pref.chiba.lg.jp

ものづくりマイスターの募集について

厚生労働省では、平成25年度に「ものづくりマイスター制度」を創設しました。

この制度は、高度な技能をもつ1級技能士などの方を「ものづくりマイスター」として認定し、若年技能者を対象とした実技指導を、高等学校や大学などの教育機関、中小企業・業界団体に直接出向いで行っていただくことで、若年技能者のスキルアップを図るとともに、効果的な技能継承や後継者の育成を行うものです。

なお、上記実技指導の他にも、小中学校等の児童・生徒及び教師等に対し、ものづくりに関わる楽しさや魅力等を発信することを目的として、ものづくりマイスターによる講演及び実演等を行う事業もごさいます

千葉県職業能力開発協会では、以下の概要でものづくりマイスターを募集しております。

技能継承・後継者育成に意欲をもつ熟練技能者の方々からの申請をお待ちしております。

募集概要	
認定基準	<p>次の3つすべてに該当する高度な技能を有する方を募集します。</p> <p>技能検定の特級・1級・単一等級の技能士、これら技能士と同等の技能を有する方（例：技能検定委員2年以上、高度熟練技能者など）、技能五輪全国大会の成績優秀者（銅賞まで）のいずれかに該当する方</p> <p>実務経験 が15年以上ある方（ 検定合格前の実務経験を含む）</p> <p>技能の継承や後継者の育成に意欲を持って活動する意思及び能力がある方</p>
申請資格	<p>次の2つの要件を満たしていることを申請資格とします。</p> <p>応募時に、第三者からものづくりマイスターにふさわしい方として推薦を受けられること。</p> <p>認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。</p>
申請方法	<p>指定の申請用紙に必要事項を記入して、千葉県職業能力開発協会に提出してください。</p> <p>申請用紙は、中央職業能力開発協会ホームページからダウンロードできます。</p> <p>中央職業能力開発協会ホームページ http://www.javada.or.jp/ トップページ > 若年技能者に対する人材育成支援等の実施 > 厚生労働省ものづくりマイスターデータベース 詳しくは「ものづくりマイスター」認定申請要領をご覧ください。</p>

指導していただく内容や日程等については、派遣先の企業や教育機関と調整してうえで、マイスターの方々の都合に合わせて派遣を依頼いたします。

マイスターとして指導していただく時間は、1日3時間以内となります。

マイスター派遣による指導については、規定の範囲内で謝金及び交通費等をお支払いいたします。

【お問い合わせ先】

千葉県職業能力開発協会（千葉県技能振興コーナー）

電話：043-296-7860 FAX：043-296-1186 Mail：cjaknen@chivada.or.jp

あなたも技能検定で自分の腕（技能）の評価を！

平成27年度後期技能検定のお知らせ

技能検定は、皆さんが持っている技能を国が一定の基準によって検定することにより、これを公証する国家検定制度です。

特級、1級及び単一等級に合格した方には厚生労働大臣から、2級及び3級に合格した方には都道府県知事からそれぞれ合格証書が交付され、「技能士」の称号が付与されます。

昭和34年から実施されて以来、全国で延べ500万人以上の『技能士』が誕生し、様々な現場で活躍されています。

誇りある「技能士」としてより充実した仕事をするために、技能検定試験にチャレンジしましょう！

1 実施予定職種

特級 25職種
1級・2級 37職種44作業
3級 12職種14作業
単一等級 2職種2作業

2 受付期間

平成27年10月5日（月）～10月16日（金）

3 試験の時期

実技試験：平成27年12月2日（水）～平成28年2月14日（日）
学科試験：平成28年1月24日（日）、1月31日（日）、2月7日（日）
試験職種により異なります。

4 問い合わせ先

千葉県職業能力開発協会 技能検定課

URL：<http://www.chivada.or.jp/>

〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10

TEL 043-296-1150 FAX 043-296-1186

千葉県内で実施する職種、受検申請書、受験資格、受検手数料など技能検定についての詳細については、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

千葉県職業能力開発協会技能検定課

電話：043-296-1150 FAX：043-296-1186

能力開発セミナーのご案内

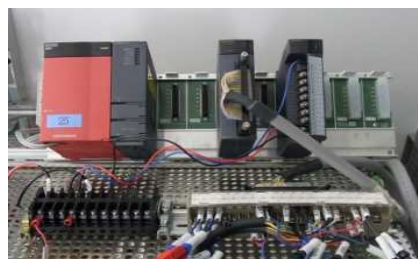
ポリテクセンター千葉では、在職者の皆様を対象に、「ものづくり分野」に特化した能力開発セミナーを実施しております。

「機械系」、「電気・電子系」、「居住系」の3つの専門分野を中心に、今回ご案内したコース以外にも様々なコースを実施しております。詳しくは当センターのホームページをご覧ください。

なお、パンフレットをご希望の方は下記までお問い合わせください。

また、あらかじめ設定されているコース以外にも、事業主の皆様の要望に応じた「オーダーメイド型能力開発セミナー」のご相談を承っておりますので、お気軽にご相談ください。

コース番号	コース名	日程	受講料 (円)	コース概要
E1102	PLCによるA/D・D/A変換技術	10/15(木) 16(金)	7,500	A/D・D/A変換ユニットを用い、PLCによりアナログデータの取り扱い手法を習得します。
E2202	マイコン制御システム開発実践技術(PIC編)	10/21(水) 22(木) 23(金)	14,500	マイコン制御システムに必要な要素、設計方法、プログラム開発技術を実習教材の組立・製作を通じて習得します。
H0702	太陽光発電システムの設計と施工	10/31(土) 11/7(土) 14(土)	14,000	太陽光発電パネルの仕組みと実際の設置の仕方について体系的に習得します。
E2502	画像処理・認識技術	11/17(火) 18(水)	13,000	画像処理・認識技術に関する基本的な知識・技術等を習得します。
S0801 NEW	高生産性を維持するための設備管理と故障診断	11/17(火) 18(水)	8,000	設備管理の進め方について理解することを目指して、その中で設備診断の位置づけ及び運用方法を習得します。
W0105 NEW	半自動アーク溶接実践技術(各種姿勢編)	11/25(水) 26(木)	12,000	半自動アーク溶接の技能のレベルアップと実際に起こり得る品質上の問題点の把握及び解決方法を習得します。
E1701	FAシステムのためのアナログ電子回路技術	11/26(木) 27(金)	10,000	アナログ回路によるセンサ素子とPLC間のインタフェース回路の設計技術を習得します。
S0202 NEW	実践 生産性改善	12/1(火) 2(水)	8,000	生産工程の効率化・最適化を目指して、生産性の高い生産現場の構築方法について習得します。
M0302	機械設計者のための企画開発実習(機械設計編)	12/2(水) 3(木)	8,000	製品開発における企画から設計・試作までのプロセスを習得します。
E0105 NEW	有接点シーケンス制御の実践技術	12/10(木) 11(金)	10,000	シーケンス制御回路の設計及び配線等の実践を通して回路の理解、保守管理までを習得します。
H0105	現場のための実践的電気計測技術	12/12(土) 13(日)	7,000	一般的な電気知識を習得し、現場作業に必要な安全対策及び測定技術について実習を通して習得します。
S0102 NEW	仕事と人を動かす現場監督者の育成	12/15(火) 16(水)	8,000	現場監督者として、生産性向上を実践する担当者との関わり方や現場を動かすための技能を習得します。



【お問い合わせ先】

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター(ポリテクセンター千葉)訓練第二課

電話：043-422-4622 FAX:043-304-2132 URL：<http://www3.jeed.or.jp/chiba/poly/>

千葉県立高等技術専門校 入校生募集

千葉県立高等技術専門校では、各分野の将来を担う、人材の育成に取り組んでいます。主に高卒者を受け入れており、各分野で必要となる資格の取得や、専門的な技能を習得し、企業への就職を目標に日々訓練しています。

平成28年4月入校のコースについて10月6日(火)から11月5日(木)まで募集しています。詳しいコース内容は各高等技術専門校までお問い合わせください。

市原高等技術専門校 (TEL 0436-22-0403)	自動車整備科 電気工事科 プラント保全科 塗装科
船橋高等技術専門校 (TEL 047-433-2790)	メカニカルエンジニア科 システム設計科 冷凍空調設備科 金属加工科
我孫子高等技術専門校 (TEL 04-7184-6411)	NC機械加工科 造園科 事務実務科(対象:知的障害のある方)
旭高等技術専門校 (TEL 0479-62-2508)	自動車整備科 NC機械加工科
東金高等技術専門校 (TEL 0475-52-3148)	ディスプレイ科 建築科 左官技術科
障害者高等技術専門校 (TEL 043-291-7744)	DTP・Webデザインコース 福祉住環境デザインコース PCビジネスコース 基礎実務コース

ちば企業人スキルアップセミナー

千葉県立高等技術専門校では、企業で勤務されている方の能力向上や資格取得を、短期間でサポートするため、「ちば企業人スキルアップセミナー」を開催しています。

9～11月にお申込みいただけるメニュー型のセミナーは下記のとおりです。

ぜひ御自身のスキルアップに当セミナーを御活用ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

セミナー名	開催日	申込期間	定員	実施校	受講料	テキスト代
機械製図 精度編 (表面性状と公差)	10/29(木)・30(金)	8/28(金) ～10/8(木)	10名	船橋	3,000円	1,404円 2,484円
危険物取扱者試験乙種4類 (後期)受験対策	11/4(水)・5(木)	9/4(金) ～10/14(水)	15名	市原	3,000円	1,598円
第二種電気工事士(下期) 技能試験対策	11/15(日)・22(日)・ 29(日)	9/14(月) ～10/26(月)	12名	船橋	4,500円	1,296円
機械技術者のためのシーケンス 制御基礎	12/2(水)・3(木) 9(水)・10(木)	10/2(金) ～11/11(水)	10名	船橋	6,000円	不要
旋盤切削加工技術	12/3(木)・4(金)	10/2(金) ～11/12(木)	5名	船橋	3,000円	不要
技能検定2級 機械保全(機械系) 受験対策(学科)	12/8(火)・9(水)	10/8(木) ～11/17(火)	10名	船橋	3,000円	2,808円
技能検定 冷凍空調機器施工 受験対策(実技ペーパー)	12/9(水)・10(木)	10/9(金) ～11/18(水)	10名	船橋	3,000円	3,090円
技能検定 冷凍空調機器施工 受験対策(実技)	12/15(火)・16(水)	10/15(木) ～11/24(火)	10名	船橋	3,000円	不要

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部産業人材課職業能力開発班

電話：043-223-2754 FAX：043-221-3730 Mail：syokuno001@mz.pref.chiba.lg.jp

シルバー人材センターで働いてみませんか！！

シルバー人材センターとは

センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。

センターは、原則として市町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、千葉県知事の認定を受けた公益法人です。

センターは、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する組織です。

生きがいのため！
健康のため！



仲間づくりのため！
知識や経験を
活かしてみませんか！

入会希望の方は

お住いの市町村のシルバー人材センターへご入会いただくことができます。
シルバー人材センターへ入会いただくには、以下の条件が必要です。

60歳以上の健康で働く意欲のある方

シルバー人材センターの趣旨に賛同していただいた方

入会説明を受け、入会申込書を提出した方（理事会の入会承認が必要です。）

定められた会費を納入していただける方

【お問い合わせ先】

公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp

地域の高年齢者の皆様へ！！ [技能講習開催]

シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業にて就業を希望する地域の高年齢者（60歳以上の方）を対象に、技能講習を開催いたします。

シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業にて就業するには、お住まいの市町村のシルバー人材センターに入会が必要となります。

参加希望の方は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会へお問合せください。

ビジネス用 ラッピング講習

【開催市】
・千葉市・松戸市

福祉車両運転 技能講習

【開催市】
・松戸市・成田市

調理補助講習

【開催市】
・千葉市・旭市
・木更津市

求人企業の皆様へ！！ [高齢者を活用してみませんか]

知識・経験が豊富で元気な高齢者（60歳以上）を派遣致します。

有資格者で高度なスキルをもった会員を事業主のニーズに合わせ派遣致します。

「臨時的・短期的な就業（月10日程度以内）またはその他軽易な業務（週20時間未満）」の就業になり、短期的、短時間、低コストの労働力を提供致します。

公益的・公共団体ですので、安心してご発注していただけます。



シルバー人材センター ゆるキャラ
「チエブクロー」

技術を身に付けた地域の高齢者を
シルバー派遣事業で活用しよう！

【お問い合わせ先】

公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp

障害者委託訓練の委託先企業等募集

障害者委託訓練は、企業や社会福祉法人等が千葉県と委託契約を結び実施する短期の公共職業訓練です。

障害者雇用の経験のない企業や障害者の雇用を検討されている企業の方は、就労支援機関から直接支援を受けながら訓練を実施することができます。

【障害者委託訓練を活用するメリット】

障害者雇用にイメージできます。

現場に対応した訓練を実施することができます。

【障害者委託訓練の受講対象者】

障害のある方で

訓練開始日において65歳未満の方

公共職業安定所に求職登録されている方

訓練を受けることにより就労が見込める方

症状が安定しており、訓練受講に支障のない方

受講は無料です。

【委託費(上限)】訓練生1人につき

中小企業等 97,200円/月(税込)

中小企業等以外 64,800円/月(税込)

【お問い合わせ先】

千葉県立障害者高等技術専門校委託訓練担当者 電話：043-291-7744

「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」応募企業募集

県では、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業や事業所を認定し、公表しています。認定されると、認定書が交付され、ロゴマークを会社案内や名刺等に利用することができます。また、一般的な事業資金より低利な「障害者雇用推進資金」を利用できます。

【認定条件】

県内に本社、支店等があること

法定雇用率(2%)を達成していること(従業員50人未満の事業所にあつては、障害のある人を1名以上雇用していること)

雇用継続に向けた取組があること

障害者支援への独自の取組があること

法令を遵守していること

【フレンドリーオフィスご案内 HP】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/friendly/index.html>



笑顔いっぱいフレンドリーオフィス



千葉県障害者雇用優良事業所

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部産業人材課障害者就労支援班

電話：043-223-2756 FAX：043-221-3730 Mail：jinzai2@mz.pref.chiba.lg.jp

労働保険関係のお知らせ

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みでしょうか・・・？

労働保険とは

労働保険とは労災保険と雇用保険とを総称した言葉であり、労働者（アルバイト、パートを含む）を一人でも雇用する事業主の方は、労働保険に必ず成立手続をしなければなりません（農林水産業の一部を除く）。

建設業の場合は、元請工事について労災保険の加入が必要となります。また、雇用労働者についての雇用保険の加入が必要となります。

労災保険とは

労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っております。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っております。

厚生労働省では年間を通じて適用促進活動を行うとともに、11月を「労働保険適用促進強化期間」として集中的に適用促進を行うこととしています。

労働保険の加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、すぐに加入手続きをしてください。

電子申請による手続きも可能ですのでご利用ください。

労働保険料・一般拠出金の口座振替のご利用を

全ての事業主について、口座振替がご利用いただけるようになりました。

口座振替のメリット

金融機関の窓口での納付が不要となります。

振替手続を一度行えば、以後も継続して口座振替で納付ができます。

手数料はかかりません。

詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課（TEL：043-221-4317）又は最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課 電話：043-221-4317

効率的に働いて、しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

働き方、休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、
土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせ、
3日（2日）+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇
取得促進期間です。



休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備	労使の話し合いの機会をつくる
経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。	年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています（平成25年）。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 就労条件総合調査

1. 導入のメリット

- 事業主**：労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員**：ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数 < 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。 >

例) 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部監督課

電話：043-221-2304 FAX：043-221-4407

厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン

労働条件でお悩みの方！お電話ください！！



0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

夜間・土日^{は い ! ろ う ど う}に無料でご相談をお受けしています。

月・火・木・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時

(12月29日～1月3日は除く)

法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準監督課

電話：043-221-2304 FAX：043-221-4407

平成27年国勢調査について



国勢調査 2015

平成27年10月1日

総務省統計局・千葉県・市町村

平成27年国勢調査が実施されます。国勢調査は10月1日を基準として、日本に住んでいる全ての人と世帯が対象となります。

オンライン調査期間中にインターネットでの回答がなかった世帯に、9月26日から調査員が訪問して調査票を配布します。調査票にご記入の上、10月7日までに調査員へ提出するか、郵送提出用封筒に入れポストに投かん（切手不要）してください。

ご回答が確認できない場合、10月中旬以降に調査員が改めてお伺いし、調査票を回収させていただきます。

人口や世帯の実態を明らかにして日本の今を知り、よりよい未来をつくるための調査です。皆さまのご回答をお願いいたします。

国勢調査コールセンター

0570-07-2015 (IP電話の場合: 03-4330-2015)

設置期間: 平成27年10月31日まで

受付時間: 午前8時~午後9時 (土・日・祝日にもご利用になれます)

【お問い合わせ先】

千葉県総合企画部統計課人口室 櫻井、大塚

電話: 043-223-2223 FAX: 043-227-4458 Mail: tkjinkou@mz.pref.chiba.lg.jp